

哲學研究

第四百十一號

第十二卷
第十二册

社會的事象の形式と素材 (二)

五

尾 高 朝 雄

以上の考察によつて我々は、相互作用をばあらゆる意味に於て社會的事象の形式たるものと認めることが出來た。即ち、相互作用の概念は、社會的歴史的事象の純社會的側面を照明することによつて形成さるべき社會學的領域の中核を規定するのである。而して、此の中核に極めて近く諸々の社會團體の現象が位置し、更にその外廓には一切の文化的事象が配列される。社會團體と一切の文化的事象とは、相互作用を形式とする所の社會的事象の素材たるに他ならぬ。

故に、若しも「文化」の語を以て、價值關係的に認識さるゝ一切の當體の意味形象を指

示せしめるならば、而して假に、超越的意味内容としての社會團體も亦、何等かの價値關係的認識に於て成立する形象と見るならば、社會的事象の素材は全て文化的事象に屬するものと云ふことが出來やう。デイルタイは社會現象の裡に、宗教、藝術、科學等の文化體系 (die Systeme der Kultur) と、國家、其他の繼續的意志結合態を意味する外的組織 (die äussere Organisation) とを區別して居るが、此の兩者は此處では文化的事象の二つの根本的類別として、共に社會的素材の中に包攝されねばならぬ。社會的事象の形式たる相互作用は、かく極めて廣義に解された文化の概念と對立するが故に、それ自身は非文化的事象に屬する。換言すれば、我々は、相互作用の概念を社會の形式として最も純粹に規定するためには、先づ諸々の文化的意味内容をその裡より排除せねばならぬ。社會學の基礎概念たる相互作用は、理論上、第一には狹義に於ける文化内容、即ちデイルタイの云ふ文化體系の混在より純化され、第二には社會團體、即ちその所謂外的組織の觀念より切り離して考察されねばならないのである。

さて、社會的事象の形式たる相互作用がかく非文化的事象に屬するとすれば、それは結局自然現象の一部分として、自然科學的取扱ひを受くべきものであらうか。リッカート等の如くに單に文化と自然との一義的對立のみを認めるならば、我々は畢

竟此の結論に導かれざるを得まい。けれども、客觀性又は當體性を特色とする所の文化的意味形象を形成せざる一切の事象を、悉く自然現象と見做すことは決して正當でない。例へば、純粹の友情や社交の如き精神的活動は、そのまゝにはいづれの文化概念にも包攝され難いものであるにも拘らず、これを單なる自然現象に數ふることは更に一層の無理を伴ふであらう。人間の生活には、文化にも非ず自然にも歸せざる精神的活動の廣き領域が残されて居る。而して我々の今問題とする相互作用の諸形態は、かゝる精神的活動の重要な一部分を形成するものと考へらるべきである。もとより社會的相互作用の中には、極めて自然に近いものが多く存在することを認めなければならぬ。群居本能によつて原始人群が構成され、或は人類の鬭争本能に基いて群と群との殲滅的衝突が行はるゝ如きは、決して特に人間的な事象ではなく、却つて多くの動物に共通する生活現象、即ち一の自然現象である。同類意識による結社や暗示及び模倣に基く集團現象の如きも、この意味での自然現象に近い。近代社會學の發達過程に於て永く研究の主題となつて居たものは、正しくかかると自然現象としての社會現象であつた。従つて、社會學者は、群居本能、同類意識暗示又は模倣等の簡單なる原理によつて社會現象を説明し、以て事足れりとして居たの

であつた。然しながら、社會的相互作用の種々相は、これ等の自然科學的説明によつては到底その核心を究め盡し得べきものでない。相互作用に於て相觸れ相波打つ體驗と體驗とは、これを自然と見んには餘りにも奥深き意味を湛へ、體驗を體驗へ傳導する表現及び理解は、自然の單質性に比すべくもない複合的構造を具へて居る。従つてこれを自然の一分枝と見ることは、極めて皮相の見たることを免れない。

かくて、相互作用の本質は、文化的意味内容より切り離して考察されながらも、なほ且つ自然に歸着することなき、獨自の精神的、生活現象たる點に認められ得る。されば、我々は相互作用の過程を明かならしむるに當つても、自然科學の方法に準據する因果的説明を以てすることを避けねばならぬ。一列の相互作用に於て、甲の體驗が言語その他の手段によつて表現され、これが乙によつて理解されつゝ乙の心に新らしき體驗、若くは體驗の變化を惹起せしめ、此の對應的體驗が更に甲に對して表現される。過程は、一見、因果的に辿らるべき連鎖に似て居るけれども、その實は全てが完結せる一の全體を成し、體驗や表現や理解は、科學的分析の結果識別され得るその部分であり、その構成要素であるに過ぎぬ。既に一の體驗とその表現との關係を取つて見ても、決して體驗が表現の原因であり、表現が體驗の結果たるものではない。

白井氏の云はるゝ如くに、「精神はそれの顯現するに先立つて既に完成されて現象の背後に在るものではなくして、自らの必然的なる自己啓示の一定の形態によつてのみ眞に現實的となるものである」⁽²⁵⁾。表現と理解との關係に就いても同様のことが云はれ得る。理解が表現なくしては不可能であるのと同様に、表現も亦理解を豫想して初めて眞實の表現たり得る。デイルタイの云ふが如く、理解とは汝に於ける我の再發見に他ならぬ⁽²⁶⁾。従つて、一切の生表現は、汝をして再び汝自身をば我に於て見出さしめ、我をば汝の裡に融け入らしめやうとする所の要求を本質とする。表現は此の意味に於て常に必ず理解を俟つ所の表現である。理解なき時、表現は自らに表現としての意義を失ひ去るであらう。表現と理解とは、かくして單なる原因結果の關係に立つことなく、寧ろ物の表裏の如く密に聯關して存するのである。更に進んでは、理解に伴ふ對應的體驗も、それによつて生ずる對應的表現、即ち「返應」も、決して因果の系列に於ける結果の如く、單純にして一義的なる被規定者たるに留るものではない。相互作用の系列の最後に位置する對應的體驗とその表現とは、その最初の項たる體驗と表現との裡に、或は漠然たる豫期として、また或る時は明確なる目的として、既に含まれて居るのである。「凡て、社會化されたる人間の他人に向つての生表現は、

相手によつて發展せしめられ満さるべき要求を有つて居る。之が何等かの仕方では彼の心を動かしその返應に於てかの生表現が自己の持つ使命に従つて發展せしめられる所に、社會的相互作用の成立存續がある^(四)。相互作用が相互作用として成立するのは、體驗と表現と理解と對應的體驗と、而して對應的體驗の表現とが、單に時間的繼起の關係に配列されて居るためではなくして、それ等の要素が相集つて一の統一的全體を構成し、従つてその間に「デイルタイの所謂構造的聯關」(Strukturzusammenhang)が存立すると認められ得るが故である。相互作用に在つては、時間的に先立つものがその最後に來るものを含み、系列の末尾に在るものがその端緒に位するものを規定する。それ故にその統一は、因果的統一に非ずして一の構造上の統一である。

相互作用はかくの如く構造上の統一を形成し、それ自らの裡にその中心點を持つが故に、^(五)これを作用し反作用する動的過程に於て眺むることは、相互作用の真相を啓示する所以ではあり得ない。寧ろ、複數の體驗が相互に表現と理解とを通じて關係する所の様相をば、現實的過程に係らざる靜の様態に投射して見るとき、相互作用の姿は最も鮮明に描き出され得るであらう。それ故に、此處に意味された所の事態を一層適確に表示せんがために、「相互作用」の語に代ふるに、「社會關係」の語を以てせんと

する企圖は、一般に承認さるべき理由を有するものと云ふことが出來やう。マツクス・ウェバーが社會關係の成立をば、その思念された意味内容に於て相互的に交錯せる社會的行動の「可能性」(Chance)に認め、高田博士が社會關係を以て「人々の間の用意」(zwischenmenschliche Bereitschaft)に他ならぬものと解されたるが如きは、かゝる顧慮に基くものと考へられる。社會關係が現實的過程として時間的系列の裡に現るゝ時、それはもとより相互作用と呼ぶべきである。然しながら、相互作用をば構造上の聯關によつて成立する精神的全體と見る時、我々は寧ろ社會關係なる表現を選ぶべきであらう。社會的事象の形式は——此の嚴密に規定された概念によつて改めて云ふならば——體驗と體驗とが、相互に定向(Orientieren)された表現とその理解とを通じて、構造的統一を形成する場合に存立する所の社會關係である。

次に、かく構造的統一を形成する社會關係は、その構造の相異によつて自ら様々の形態に分類され得る。而して、社會關係をその基本的形態に類別すべき原理に就いて、我々は二様の根本的方針を區別することが可能である。即ち、第一は、社會關係の兩極を形成する體驗そのものゝ性質に依存する所の類別方針である。相互の表現と理解とによつて結ばるゝ所の體驗と對應的體驗とは、人間の精神一般と等しく、或

は知的分子を多く含む場合もあり、或はまた情意的色彩の濃厚なる場合もある。また、知的たると情意的たるとを問はず、これ等の對他的體驗には、相互に他の存在を肯定するものと、これを否定せんとするものとが分たれ得る。従つて、始めの區別に應じては社會關係は自ら、「理智的的關係」と「情意的關係」とに分類され、後の類別に従つては、親和的關係」と「鬭争的關係」とが對立せしめらるゝであらう。更に進んで、社會的に關係する體驗内容の、一方には優越的支配的の意志が含まれ、他方にはこれに服従し、その支配下に立たうとする意志が働きつゝある場合と、體驗内容の雙方に、對等的立場に立つと云ふ意識が顯在的又は潜在的に含まれて居る場合と、を區分することも亦可能である。「上下的關係」と「並立的關係」とを區別すべき標準は此處に存すると云はれ得るであらう。全てこれ等の社會的關係の類別は、體驗の種類に着目して立てられた所の類別である。

これに反して、第二に、體驗と體驗とが表現と理解とによつて連結さるゝ機械的様態を類別の原理とするならば、體驗の色彩に係らざる新らしき基本形態を識別することが出来るであらう。即ち、相互の體驗がなだらかに且つ直線的に表現され理解さるゝ場合と、その間に故意又は過失に基く様々の喰違ひの存する場合とが、此の見

地よりして區別されるのである。今假りに前者を「直進的關係」と呼ぶならば、後者はこれを「錯交的關係」と名付けることが出来るであらう。親和的情意的關係が同時に直進的關係として成立する場合は、所謂共同社會的關係の最も純粹なる形態であつて、此の理念型に近き社會關係に在つては、體驗はそのまゝの姿を以て最も自然に表現され、相手の同様に自然なる理解によつて對應的體驗の裡に受容され融合する。其處には彼の饒舌の煩しさもなく、辯明の諄々しさもない。否、時としては單なる爐邊に於ける沈黙の對座が、最も雄辯な表現であり返應であることすら稀ではない。これに反して錯交的關係は、例へば狗肉を賣らんがために羊頭を掲げ、鷺を烏と云ひ黒めやうとする人々の間に常に見らるゝ關係形態であつても、とより利益社會的關係の最も重要な特質を形成し、進んでは鬭争的關係の巧妙なる手段、即ち戰術として特異の發達を遂げつゝある。虚偽、欺瞞、誤解、錯誤、不信、謀略等は、雙方的又は一方的に様々の組合せを作つて、此の種の關係形態を構成して居るのである。

これ等、種々の原理によつて區分し得べき社會關係の諸類別は、その構成要素の如何なる種類のものが如何に聯關しつゝあるか、を標準とする所の構造的類別であるが故に、これを求むる過程は、決して自然科學が歸納的に類概念を構成する過程と同

一視さるべきではない。類概念は、經驗界に存在する個々の事物に就いて、その外的徴表に於て認めらるゝ通有性を抽出し、これを一定の見地より組成することによつて構成され得る。而して、類概念の歸納的構成に當つて作用するものは、全て知的能力に限られて居る。これに對して、社會關係の裡にかゝる諸形態の區別さるべきことを認め、その各類型の持つ特質をば鮮明に記述することは、研究者自らが自己の社會的體驗に深く沈潜し、これが構造を靜かに觀照することによつて初めて可能である。従つて、社會關係の記述は豊かなる情意の働きに俟つことが多い。「精神科學に在つては、人間全體が理解能力として作用する。精神科學の領域に於て成し就げられる偉大なる業績は、單なる知能の大きさには依存することなく、人間の生活の力強さより出發するものである」と云つたデイルタイの言葉は、そのまゝに社會的諸關係の研究にも當てはめ得べき眞理と云はねばならぬ。

以上の考察は、必然的に、相互作用又は社會關係を研究の主題とする社會學の本質をも明かならしむるであらう。社會關係は價值關係的にその當體的意味内容を探究さるべき文化現象にはあらざるが故に、社會學は所謂文化科學には屬さない。さりさて、單なる自然現象とも異なる所の社會關係の特性より論ずれば、これを對象とす

る社會學を以て自然科學の一に數ふることも亦、もとより謬りである。社會關係は文化にも屬せず自然にも歸することなき一種高次の精神現象である。それ故に、文化科學の概念を包攝して、しかもそれ以上に廣き外延を有し得るデイルタイの「精神科學」の概念が、社會學の學問論的位置を最も適確に示すものと云ふことが出來やう。デイルタイによれば、本來、物理的の自然の一片としても觀察され得る所の人間生活が精神科學の對象として存する所以は、人間の内的生命がそれ自らに體驗され、その體驗が種々の生表現によつて表出され、更にその表現が他人によつて理解さるゝ點に在る。換言すれば、體驗と表現と理解との聯關は、正しく精神科學を基礎づくる所の根本的な手続きである。従つて、一の科學の對象が、生命と表現と理解との聯關を根底とする所の方法によつて認識され得る時、その科學は必然的に精神科學に數へられねばならない。然りとすれば、表現と理解とによつて綴られた體驗相互の關係を考察の焦點に置く社會學は、勿論、精神科學以外に歸屬すべき科學の部門を持たないのである。

最後に、社會關係を構成する諸要素間の關係は、因果關係とは本質的に異なる構造的聯關である。それ故に、社會學的考察は自ら單なる因果的連鎖を辿るものではなく

して、構造的聯關を闡明せんとする目的に出づるものと云はねばならぬ。リツカアト以來、自然科學に於ける普遍化的法則定立的認識と、文化科學に於ける價值關係的個別化的(若くは類型構成的)認識との對立が、喧しく論議され來つた。然しながら社會學は、自然科學の如き意味での普遍的法則を求むるものでもなく、また歴史學の如く、文化的意義をその個性的實現に於て明かならしめんとするものでもない。社會學の認識方向は、概して云へば普遍化的方向である。さりながら、社會學の求むる普遍性は因果の法則が有する普遍性ではなくして、構造的類型の持つ普遍性である。社會學はかくて、構造上の普遍を把握せんとする精神科學の一に他ならぬ。

註

- (一) Dilthey, Einleitung in die Geisteswissenschaften, Schriften 1. Bd. S. 42ff.
- (二) 白井二倫氏、社會心理的相互作用の過程、哲學研究一三五號四四頁。
- (三) Dilthey, Der Aufbau der geschichtlichen Welt in d. n. Geisteswissenschaften, Schriften 7. Bd. S. 191.
- (四) 白井氏前掲論文、六八頁。
- (五) Dilthey, a. a. O., S. 154.
- (六) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, S. 13. 富田博士、社會關係の研究、二四〇頁。
- (七) Dilthey, Einleitung, S. 38.
- (八) Dilthey, Aufbau, S. 86 f.

六

社會的事象の形式と素材とを概念的に區分しつゝ、社會關係をば社會の形式として考察の焦點に置くことは、社會的歴史的事象を個別科學の研究に適合するが如き部分内容に切り離す所の一の手段であるばかりでなく、社會學的領域を確立するための必須の要件である。社會的歴史的事象の全體をば自然科學的方法の適用によつて通觀し得る、と信じたコント、スペンサー、ミル等の見解に對して、根本的の反駁を試み、人類の社會生活に現るゝ全ての事象を單一科學によつて包括せんとする舊き社會學的企圖を徹底的に排斥したデイルタイも、共同生活の形式たる相互作用が一の個別科學的研究領域たり得ることを認め、従つてジムメルの社會學概念を承認するの態度を示して居る。¹⁰ 社會學が數多き社會的文化的諸科學の競争場裡に自らの生存權を主張すべき道は、たゞ此處にのみ殘されて居るのである。

けれども我々は、社會關係を中核とする社會學的領域の確立に力めつゝも、決して社會關係のみを社會學の問題たらしめやうとする偏狹の見に陥るべきではない。社會關係の概念を嚴密に規定するのは、社會學の立脚地を究明するための求心的一

方向たるに過ぎない。従つて、一たび此の立脚地を確認した上は、社會學は、飽く迄も此の立場を離れず、此の態度を持しつゝ、遠心的に歴史的社會的事象の複合性を觀望しなければならぬ。社會的事象の形式と云ひ素材と云ふも、本來一にして二ならざるものを思惟的に分離せしめた結果に他ならぬのであつて、此の分離は科學がその職分を遂行するための必須の手段であるにもせよ、一たび思惟的に分離せるものは、能ふ限りありのまゝの聯關に於て結合し、實在の眞生命に觸るゝべく力めることは、社會的諸科學の協同して進むべき道である。そればかりでなく、社會學的研究に於ける此の求心的方向と遠心的方向とは、常に相關的に成立すべき要求を有する。何となれば、一方、諸々の文化的現象の社會學的研究は、それが「社會學的」と呼ばれ得る限りに於ては、もとより社會關係の觀點を離るべからざるものであると同時に、他方、社會關係の正しく深き理解も亦、社會關係に於て結ばるゝ體驗の裡に、動機として目的として入り込み來る様々の文化的意味内容を顧慮することなくしては、屢々不可能に近いが故である。社會的事象の形式は、常に素材を荷へる形式であり、その素材は必ず形式を地盤とする素材である。それ故に社會學は、自己の中心問題の檢討に當つても、絶えず他の文化的諸科學の成果と連絡を保ちつゝ進むことを必要とする。

社會學の獨立は決してその孤立を意味するものであつてはならぬ。而して、社會學的研究をして孤立に終らしむることなく、社會的諸關係の深き意味を文化的諸現象と結びつけて把握するためには、我々は必然的に最初に提出した第二の一般的問題、即ち、個別科學の固有の立場よりして分離的に研究された社會的歴史的事象の各部分内容相互の聯關を、その本來の統一性に於て理解し得るためには、抑々如何なる方法に據るべきか、の問題の考察に導かれて行かねばならない。

一の社會的行爲——例へば契約——が、或時は法律的事象として、或時は經濟的事象として、更にまた或時は純粹の社會關係として見られるのは、全く觀察の立場に依存する。従つて、此の際に法律的事象と經濟的事象と社會關係とが、單一事象の異つた側面たるに過ぎないことは、我々の容易に看取し得る所である。けれども、かゝる場合に於ても、經濟的欲望がこの契約を動機づけ、若くは、一定の法規の妥當性に關する表象がこの契約の現實の成立と履行とを規定して居る、と見るならば、經濟的欲望或は法律的表象は契約の原因であり、契約の特定の成立と履行とは従つてその結果に他ならぬ、と考へることが出來やう。進んで、社會的歴史的事象の一領域として考

へられた所の經濟現象、法律現象、宗教現象等を一般的に思ひ浮べた場合には、それ等の異つた領域相互の關係は、よしんば自然科學的のそれとは根本的に異つたものであるにもせよ、一種の因果的關係として説明され得る。例へば、一般に市場取引及び自由契約に基く經濟の合理化と、經濟的利害關係の衝突の複雑化とが、如何に法的規範の合理化と政治的團體の組織化とを促進したか、また、法律技術的及び政治的要素によつて規定された法律の特質が、翻つて如何に強く經濟の發達に影響を及ぼしたかを探ぬるが如きは、明かに經濟と法律との相互關係を「因果的」に跡づけやうとする試みである。また例へば、經濟現象の變動が一義的に精神的上層建築の變動を規定する、と見る唯物史觀の一面的立説を吟味し、近代資本主義の精神の起因する所をば、清教徒の思想を中心とする宗教的倫理觀念に求むることによつて、これが事實上の反證を提供せんとするが如きも亦、宗教と經濟との因果的作用及び反作用の研究と見る事が出来る。かゝる觀察方法に據る時は、社會的歴史的事象は一先づ個別的部分内容に分離せしめられるにも拘らず、やがてそれ等の部分内容は相互の因果關係を連鎖として結び合され、再び統一的綜合的現實性へ接近せしめられる。因果關係が此の意味に於て、社會科學的認識の綜合的轉向に一契機として寄與すべき可

能性を有することは明かである。マックス・ウェバー及びカントロウイツツの如きは、社會的歴史的事象の部分領域たる各文化財をば、相互的作用及び反作用の關係に於て結合し、社會生活の全體をば斷片的ならざる充實した姿のまゝに觀察する科學^(四)を建設すべく力めつゝある點に於て、正しく此の可能性に據らんとするものと云ふべきであらう。

因果關係を契機として社會的歴史的事象の各部分内容を相互に結合しやうとする此の方法を、今我々によつて嚴密に中心點を定められた所の社會學的領域に適用するならば、當面の問題たる社會的事象の形式と素材との聯關は、社會關係が文化的事象の上に如何に作用し、後者はまた前者に如何なる影響を與ふるかの點に於て説明され得るであらう。フイアカントが社會學をば相互作用及びその「所産」(Erzeugnisse)の學と解し、従つて、諸々の文化的形象と雖も、それがその背後に働く社會的相互作用に結びつけて研究される場合には、自ら社會學的研究の範域に取り入れられる、と考へたのは、略、此の見地に立つものと云ふことが出来る^(五)。而して私が嘗つて社會的事象の素材として法律を選び、法律現象をば社會關係の諸形態に係らしめて因果的、普遍的に説明する科學、として「法律社會學」の概念を定め、その若干の問題を考察

したのも、亦この趣旨に基くのである。^{（六）}

然しながら、これ等の企圖を通じて指摘さるべき缺陷は、社會的歴史的事象の各部分内容を因果の系列に於て考察するに當つて、その原因たり結果たる別異の部分内容が本來は統一的存在の諸々の構成要素たるに過ぎず、従つて、それ等の要素相互の間には因果關係に先立つて究明さるべき一層本質的なる聯關の存在すべき事を忘却し若くは無視せる點に在る。例へば、我々は常識に従つて、「法律」をば「社會」の所産と見る。更に詳しく吟味するならば、法律の合理的組織的發達は確かに特殊の社會關係、即ち鬭爭的社會關係によつて誘發され招致された結果として説明することが出来る。^{（七）}けれども、かく定められた因果の系列に於て、原因の位置に置かれた社會關係は、果して何等の法的規制をも伴ふことなき概念的の純粹社會關係であらうか。また、その結果と認められる所の法律形態は、社會關係と離れて存立する何等かの實體的存在であらうか。社會に就き法律に就いて聊かたりとも立ち入つた考察を試みた者にとつては、かく問ふことの無意味なるは云はずして明かである。社會關係と法律現象との關係を因果的に説明するはもとより可能である。然しながら我々は、かく因果の系列に配置された所の社會關係が、既に或る意味に於て法的規制の下に

立つ社會關係であり、法律はまた既に社會關係を地盤とする法律なることを忘れてはならぬ。それ故に、社會關係と法律との間に行はるゝ作用と反作用とを説明することが、時として重大なる意義を持つとしても、かゝる因果的説明は、常にそれに先立つて闡明さるべき兩者の基礎的聯關を豫想するものと云はねばならぬ。社會的事象の形式たる社會關係とその素材たる法律との因果的聯關は、如何なる場合にも第二次的の意義を有するに過ぎない。これに反して、法律の合理化と組織化とを促進する社會關係の特殊形態の裡に、既に萌芽として含まるゝ法的規制の無意識的なる姿を探ね、又は、社會的事情の變遷に伴つて組織的に發達せる法的規定の諸相をば、その地盤たる社會關係の特質よりして理解せんとする時、社會關係と法律との聯關は必然的にその第一次的の様相を啓示し來るであらう。社會關係は法律を荷ひ、法律は社會關係を地盤として在る。此の様態を明かにする時に於て始めて、兩者本來の聯關は基礎的に究明され得たものと云ふことが出來やう。

抑、法律なる文化的形象は、我々がその先驗的理念を探ぬる場合にも、またその現實的形態を究むるに當つても、人間的意志の相互關係を離れては決してこれを把握することが出來ない。換言すれば、人間的意志が相互に外的交渉を持たない所には、法

律の成立すべき餘地も亦絶對に存在しないのである。かの法律概念の論理的構成を説いて精細嚴密を極めたシュタムラアによるも、法律とは畢竟「不可侵的に自主的に結合する意欲たるに他ならない」⁽¹⁰⁾ 彼に在つては、法的意欲の不可侵性と自主性とは、それ〴〵法律を専恣的權力と習俗律とより識別すべき徴標として措定されて居る。而して、それ等の種差の根底に在つて法律現象の所屬を截然と決定するものは、實に「結合意欲」(das verbindende Wollen)の概念である。シュタムラアに従へば、結合的意欲とは多くの個別的意欲をば相互に目的手段の關係に於て結合せしむる所の意欲を意味する。従つて、結合的意欲とは、これをその背面より見れば、要するに「目的合理的」(zweckrational)に成立せる意欲的結合の一形態たるに過ぎない。かくて、シュタムラアの純粹法律概念は、結局社會關係の一特殊形態を指示するに歸着せるの觀がある。その他、ラアドブルッフが法的文化價值たる正義をば「共同生活價值」(Gemeinschaftswerte)として規定し、これを人格價值(Personlichkeitswerte)としての道德、並びに創作價值(Werkwerte)たる眞及び美と對立せしめたのも、またメツガアが、人間の共同的相互的存在によつて規定された一切の過程を社會生活の概念に包攝せしめ、法律をば此の「社會的なるもの」(das Soziale)の特殊形態の一に他ならぬ、と見たのも、法律の基礎が何

等かの意味で社會的相互關係に存することを、異つた表現を用ひて物語つて居るに過ぎない。かくの如く、法律は如何なる場合にも社會關係の上に在るのである。従つて、法律の發達をば如何に社會關係の錯綜する過程の「結果」として説明し得たとしても、その法律は飽く迄も社會關係を地盤とする形象たることを失はない。

それのみならず、社會關係そのものと雖も、現實的には常に大なり小なり法律的色彩を佩びたものと見ることが出来る。勿論、我々は極限的には法律なく外的規制なき社會生活を考へることが出来るであらう。例へば、絶對親和の關係や「萬人に對する萬人の闘ひ」の状態は、よしんば純粹假定の世界に於ていあるとしても、法的規制と沒交渉の状態として想ひ浮べ得るであらう。けれども、現實に存在する社會關係は、或は自覺的に或は無意識的に、或は顯在的に又は潜在的に、いづれも何等か外的規制の下に立つ所の關係である。「人間の共同生活は、一般に、即ち闘争關係及び權力關係に於てすらも、規律の下に立つべき傾向を示して居る。云ひ換ふれば、それは、慣習及び法律を主要の形態とする何等かの規範に服従せんとする傾向を有するのである」⁽¹⁰⁾。此の故に、一切の社會的關係に通ずる被規律性の發見をば、社會學に於けるガリレイ的發見の一に數へたフイアカントの見解には、深き眞理が含まれて居ると云はねば

ならない。^(一) 既にかく、社會關係は一般に外的規制の下に在り、法律はまた本質上社會關係を基礎として存するものとすれば、我々の先づ究むべきは兩者の因果關係にはあらずして、兩者が相俟つて一の複合的全體を形成しつゝある所の構造上の聯關でなければならぬ。社會關係それ自身が構成要素の構造の聯關に於て成立するが如く、社會的事象の形式たる社會關係とその素材たる法律現象とも亦因果的聯關に先立つてかゝる構造的聯關を形成して居るのである。

社會關係を地盤とする此の法律の構造は、云はゞ法律の社會的構造である。法律の種々相は——社會學的にこれを見れば——即ちその社會的構造の種々相である。法律は他の斷面に於ては、或は經濟的生活の、或は身分的生活の、或は政治的生活の諸状態に伴つて、様々の種別を生じ、更に徴に入り細に亘る所の條項に分たれ得る。物權法、債權法、親族法、相續法、憲法、行政法、等の制定法の諸系統並びにその數限りなき條項は、いづれも當體的に分化せる法的規定の諸類別を示すものである。然しながら、我々が一たび社會學的觀點に立つや、これ等のあらゆる類別を横に截ち切つて、法律の社會的構造が鮮かに我々の眼前に展開し來るであらう。即ちこの場合には、例へば民法總則上一様に規定される「法人」の概念の如きも、或る時は多様に先立つて統一

ありとさへ見らるゝ緊密なる共同團體として、また或る時には、トエンニスによつて機械的合成物に擬へられた利益社會的聚合態として、全く相異なる姿を示すであらう。また例へば、債權法上劃一的取扱ひを受くる雇傭契約の裡にも、親和的感情的社會關係を基礎とするもの、理知的錯交的關係を本質とするもの、潜在化された鬭争關係の上に成立するもの、等種々の根本的差別の存在することが識別され得るであらう。更に進んで我々は、ローマ法とゲルマン法と云ふが如き大きな法系の本質的對立をも、畢竟兩者の社會的構造の相違として説明することが出來やう。ローマ法とゲルマン法とは、その規定の當體的内容に於て異つて居るのではなく、同一の規定若くは同様の規定の基礎に在る社會的精神に於て相違して居るのである。ローマ法があらゆる規定の精神に於て個人主義的、合理主義的、非社會的であり、ゲルマン法がこれに反して共同主義的、非合理的、團體本位的であると云ふのは、要するに兩者の社會的構造が異つて居るために他ならない。かゝる法律の社會的構造上の差別は、在來の形式論理偏重の法律解釋學によつて殆ど看過され來つたものであるにも拘らず、法律と實際生活の接觸面に於ては常に何等かの意味で問題とされ、屢、法律の解釋及び適用に重要な變改を生せしめる機因となつた。概括的に論ずるならば、所謂概

念法學が失墜して、條理、慣習、判例、生ける法律、等を求め、法律の社會化を論ずる趨勢が俄かに勃興し來つたのは、ト・エンニイスの意味に於ける利益社會的一元性に閉ざされて居た法律に共同社會的生命を與へ、社會生活の奥深くに埋没せる法律關係の非合理的側面を發掘しやうとする努力の現れ、とも見做すことが出來やう。第廿世紀の法律學の任務は、一には法律の社會的構造の發見に在る。されば、法律の社會的構造を明かならしむることは、單なる社會學的關心事たるに留るものではなく、法律解釋學の決定的轉換を意識的に促進する一助ともなるべきである。

これによつて明かなるが如く、社會的事象の形式たり社會學的領域の核心たる社會關係と、その素材たる法律現象とを、何等かの意味で關係づけつゝ考察する所に、法律社會學と呼べるゝ特殊社會學的研究が成立し得るとするならば、法律社會學によつて取扱はるゝ法律と社會關係との聯關は、因果的關係たるより先に構造的聯關たるべきである。法律社會學は法律の社會的構造を究むることによつて、法律現象の純社會的側面を明かならしむべき任務を有する。それと同時に、かゝる法律社會學的研究は、他面、社會關係そのものゝ理解とその記述とに極めて貢獻する所が多い。繰返して云ふが如く、現實的なる社會關係は常に外的規制を伴ふ所の、従つて大なり

小なり法的色彩を佩びた所の關係である。就中、利益社會的關係の如き、理知的錯交的關係に至つては、これを社會關係と見、これを法律現象と見るべき二様の立場は、殆ど踵を接して立つものと云ふことが出来る。従つて、社會關係の諸形態をその眞生命に於て把握するためには、我々は絶えず翻つて、これをその血たり肉たる法的意味内容より理解することを必要とする。ト、エニイスが共同社會と利益社會との關係論的對立を、最後に法の世界に導き入れて検討したこと、及び、彼の此の著名なる社會學的理論が、法律を、身分より契約への發達過程に於て考察したかのメインの思想に淵源すると云ふ事實は、我々の見解に極めて大きな暗示を與ふるものと云はねばならぬ。^(註)

同様の構造的聯關を、法律以外の文化的事象と社會關係との間に跡づくることは、我々の容易に爲し能ふ所である。まして、社會團體と社會關係との密接不離の聯關に至つては、一を離れて他を理解することを、常に殆ど不可能ならしむるであらう。諸々の文化的事象は社會關係の上に成立し、翻つて社會關係そのものに各、固有の深みと彩りとを與へる。例へば、感情的融合の深き姿は、これを宗教的體驗に結びつけることによつて最も鮮明に描寫し得べく、利益社會の本質たる理知的錯交的關係は、

これを法律關係の側面より觀察すると同時に、これを經濟的意味に係らしめつゝ吟味することによつて、始めてその特性を正しく記述することが出来る。社會關係と文化的事象との因果的聯關は派生的であり、その構造的聯關は基礎的である。諸の文化的事象は社會關係を中心とする社會學的領域に取り入れらるゝことによつて、その社會的構造を啓示すべく、社會關係の構造と色彩とは、諸々の文化的事象を通じて眺めらるゝ時に於て初めて、自己の眞實の姿を我々に把握せしむるであらう。構造的聯關の見地は、かくて、一般的には社會的文化的諸科學の全般に亘つて、特殊には社會學的領域の構成に當つて、社會的歴史的事象の綜合性を科學的認識の平面に投寫すべき唯一の根本的方法たるのである。

註

- (一) Dilthey, Einleitung, S. 420 ff.
- (二) Max Weber, a. a. O., S. 394.
- (三) Max Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, 1. Bd.
- (四) Kantorowicz, Rechtswissenschaft und Soziologie, S. 2.
- (五) Vierkandt, Gesellschaftslehre, S. 10, S. 17 f.
- (六) 拙稿、法律社會學の概念とその問題、法學協會雜誌第四十四卷第四一六號。
- (七) 前掲拙稿、下節參照。

- (八) Stammler, Lehrbuch der Rechtsphilosophie, S. 89; Theorie der Rechtswissenschaft, S. 66
- (九) Radbruch, Grundzüge der Rechtsphilosophie, S. 94 ff.
- (十) Metzger, Sein und Sollen im Recht, S. 90 ff.
- (十一) Vierkandt, a. a. O. S. 248.
- (十二) a. a. O. S. 4.
- (十三) Tönnies, Gemeinschaft und Gesellschaft, 4. u. 5. Aufl. S. 182 ff.

七

無限なる多様の渾然たる統一として存在する社會的歴史的事象を、自己固有の立場より科學的に闡明すべき任務を有する社會學は、此の複合的存在をば、社會の形式たる社會關係とその素材たる文化的事象とに切り離して、前者を考察の中心に置く所の技巧と、兩者をば再び構造的聯關の下に結合せしむる手続きとの併用によつて、始めてその任務の完き達成を期待することが出来る。しかも、構造的聯關が單に社會的事象の形式と素材との連鎖たるに留らず、その形式たる社會關係そのもの、構成原理と見做さるべきは、曩に詳かに説いた所である。社會學が構造的普遍性を把握せんとする精神科學たるは、社會學領域の中心點たる社會關係に於けると、社會關

係と文化的事象との接合點に於けることによつて、何等異なる所がない。自然科学の永き羈絆を脱し、その傳統を繼承する因果的法則的知識の偏重に流るゝことを避けつゝ、社會關係を中核として社會的歴史的事象の構造を究めんとする所に、社會學の精神科學としての新らしき生命があり、その開拓すべき豊饒の曠野が発見される。

社會關係が然る如く、社會的歴史的事象の一般が然る如く、構成要素の各が内面的なる構造上の聯關によつて結合されて居る事は、一切の精神現象が通有する特性である。デイルタイの説く所によれば、構造的聯關とは、時間的繼起の關係に置かれた精神現象の變化に關する通則性とは係りなく、發達せる精神生活に於て、様々の特質を有する心理的事實の相互が、内面的に體驗され得べき状態に規則的に配列されて居る有様を意味するのである。時間的變化の裡に見出さるゝ通則性は、事物の發生關係を明かにする。これに反して構造は、各の部分が如何に一の全體を形成しつゝあるかを示す所の秩序性に他ならぬ。かくて、あらゆる内的體驗はその轉變的過程に關係なき構造的統一性を有し、その體驗一般は更に相倚つて精神現象の構造一般を形成する。⁶⁰ 既に社會的歴史的事象が、一の精神現象としてかゝる構造的統一性を有し、此の構造的統一性は、その部分内容の内面的聯關を示すものであるとすれば、こ

れが探究に當つて單なる外面的徴表の觀察に頼るべからざるは明かであると云はねばならぬ。勿論、社會的歴史的事象と雖もその要素として多くの物理的自然を含むであらう。然しながら、かゝる物理的自然が歴史の一片を構成する所以は、その外面性には存せずして、その裡より汲み取らるべき内面的意味に在る。音樂に於ける音響、繪畫の描かれたるカンパス、判決の宣告さるべき法廷、刑罰の執行さるべき牢獄等は、外的自然としては單に歴史の素材として存するに過ぎない。これに反して、それ等の外的存在が精神的活動に基く何等かの意味を表示するものと見做さるゝ時、それは始めて歴史の眞の構成要素となるのである。故に、社會的歴史的事象の探究は、常に、外面的に觀察され得る存在の裡より、その内面的意味を汲み出すべき作業であらねばならぬ。換言すれば、社會的歴史的事象の特質たる内面的聯關の把握は、探究者自らの體驗に絶えず翻り見る所の「理解」に據らねばならぬ。従つて、精神科學として成立すべき社會學の根據は、デイルタイによつて暗示深く説かれ、リツカアトに於て歴史學の方法として明快に吟味され、マックスウェバーによつて文化科學的研究の實際に遍く適用された所の、此の「理解」の方法に求められねばならぬ。約言すれば、社會學は、社會的事象の形式たる社會關係を中核としつゝ、「理解」によつて社會的

歴史的事象の構造を闡明すべき一の精神科學である。

これ等の點に關して認識論上檢討さるべき根本問題は、なほ多く殘されて居るであらう。けれども、社會的事象の形式と素材とを如何にして區別し、如何にして聯關せしむべきかの點を主題として、社會學の中心問題に關する若干の考察を試みやうとした我々の目的は、此處に一先づ達成されたものと考へることが出来る。たゞ、私には他の機會に於て、此の暫定的立場より、此處には我々の省察の一手段として例示されたに過ぎない所の社會關係と法律との聯關をば、更に立ち入つて吟味し、法律、殊に私法的關係の社會的構造一般を明かならしめ、以て嘗つて企てた法律社會學の概念構成とその問題の取扱ひ方を、根本的に修正したいと願つて居る。(完)

註

(I) Dilthey, Studien zur Grundlegung der Geisteswissenschaften, Schriften Bd. 7, S. 13 ff.

(II) Dilthey, Aufbau, S. 117 ff.

(III) Dilthey, Die Entstehung der Hermeneutik, Schriften Bd. 5, S. 318.